

設備等運転管理業務仕様書

沖縄県立中部病院 設備等運転管理業務仕様書は以下のとおりとする。但し、法定点検に関する整備は除く（消防、エレベーター等は別委託）

1. 目的

甲の保有する設備の機能及び施設の衛生的環境を常に最良の状態に運転保守するとともに、安全且つ効率的に運用し、以て甲の事業活動の円滑なる運営を図ることを目的とする。

2. 委託期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

3. 勤務場所 沖縄県うるま市宮里281
沖縄県立 中部病院

4. 勤務時間 日 勤：08時15分～17時00分
準夜 勤：16時00分～00時45分
深夜 勤：00時00分～08時45分

5. 勤務条件

ア. 勤務時間 週40時間とし、就業時間外労働は1人／年平均72時間以内

イ. 設備等の不具合対応や、電気精密点検時の対応、消防訓練対応など、上記の勤務時間を変更して乙の従業員を勤務させる場合は、甲乙協議の上、万全の人員体制をとるものとする。その対応に伴う追加費用の支払いを甲は原則行わないものとする。（委託料に含まれる）

ウ. 施設監視業務と防災センター業務をローテーションで行う。

6. 委託人員・資格要件

・人員 常時13人

内訳：電気主任技術者：1人

設備運転技術員及び防災センター要員：12人（常時10名は夜間勤務に従事できること）

・資格 ①第三種電気主任技術者免許の保有・・・1人

②2級ボイラー技士免許の保有及び

第二種電気工事士免許の保有及び乙種第4類危険物取扱者の資格保有・・・12人

③自衛消防業務講習修了者・・・6人以上

（但し、第二種電気工事士、危険物及び消防業務の無資格及び未受講の場合でも、免許を取得及び受講させることを条件で認める）

④上記の資格のほか、第三種冷凍機械責任者の資格を契約期間内に随時取得するものとする。（電気主任技術者を除く）

7. 従業員年齢制限 満65歳までとする。（但し、技能・ノウハウの継承のため、電気主任技術者については満45歳までとする。）

8. 職員の承認

乙は、派遣する職員について、甲の承認を得なければならない。

(1) 乙は、当該仕様書を遵守し、派遣する職員は、誠実かつ健康な者で、事前に甲の承認を得ること。

(2) 乙は、人事管理上、やむを得ない理由により移動交替を行う場合は、事前に甲へ報告すること。

(3) 乙は、職員の身元、風紀、衛生及び業務管理の維持に関し、一切の責任を負い、甲が適当でないこと認

めた職員は業務に従事させてはならない。

9. 経費の負担

経費の負担は以下のとおりとする。

- (1) 甲は、乙に当該業務を遂行するのに必要な用水、電力、光熱、業務従事者控室、ロッカー、椅子、資機材置場及び電話等は無償で貸与する。
- (2) 甲は乙が業務委託の実施に要する必要な備品、計測機器、工具及び消耗品について負担する。但し、これは現物を貸与又は支給する。その他、この原則によりがたい場合は、双方協議のうえ定めるものとする。

10. 職員等に関する責任

乙は、この業務委託に従事する職員等に関する設備関係法令上の一切の責任を負うものとする。

11. 機械・電気設備等運転管理業務の内容

乙は設備等管理委託業務の実施にあたり、以下の事項を別紙1により確認し遂行すること。

- (1) ボイラー設備等運転管理業務
- (2) 空気調和設備等運転管理業務
- (3) 給排水衛生設備等運転管理業務
- (4) 受電設備等運転管理業務
- (5) 電気設備等運転管理業務
- (6) 危険物施設等運転操作業務
- (7) 機械設備等運転管理業務
- (8) 防災設備等監視業務（防災センター業務）
- (9) 建築物の維持管理及び修理・営繕に関する業務
- (10) 緊急時における応急措置等
- (11) その他、甲（病院職員）と調整する業務

12. 特記事項

- (1) 本業務で知り得た秘密、個人情報等については守秘義務が生じる。
- (2) 本業務について再委託は認められない。
- (3) 本業務遂行中は、制服・名札を着用すること。
- (4) 受託従業員の責めにより、病院の施設・機器等に損害を与えたときは、受託者はその損害の賠償責任を負う。
- (5) 受託従業員の健康、身元、風紀・衛生及び労働法規上の人事並びに厚生面について受託者が責任をもつものとする。
- (6) 受託従業員が休暇等を行行使う場合は、業務に支障がないよう代替者を派遣すること。但し、連続して2日以内の場合はその限りではない。
- (7) 当該業務において、本仕様書に疑義がある場合は、甲と協議のうえ対処するものとする。
- (8) 受託従業員が、当院を相手取り訴訟を起こす原告となった場合、あるいは係争中の者を当院に配置しないこと。

機械・電気設備等運転管理業務の内容詳細

1. ボイラー設備等運転管理業務
 - (1) ボイラーの操作及び運転に関する記録（重油、給水の使用量、その他必要事項）
 - (2) 軟水器及び給水・出水の運転管理
 - (3) 熱交換器・ポンプ類等の運転管理
 - (4) 燃料使用にかかわる運転管理
 - (5) その他、ボイラー取扱主任者の調整する業務

2. 空気調和設備等運転管理業務
 - (1) 吸収式冷凍機、チラーユニット、パッケージ、その他冷凍機・冷房設備の運転管理及び運転に関する記録
 - (2) 空調機・ファンコイルの運転管理（Vベルト交換、フィルター清掃等含む）
 - (3) 各種ポンプの運転管理（ベアリング交換、オイル交換、グリスアップ等含む）
 - (4) 冷却塔関係の運転管理（ター清掃等含む）
 - (5) その他、病院職員の調整する業務

3. 給排水衛生設備等運転管理業務
 - (1) 給水関係設備の運転管理（上水・雑用水・雨水タンク等運転維持）
 - (2) 各種ポンプの運転管理（ベアリング交換、オイル交換、グリスアップ等含む）
 - (3) 衛生器具設備の運転管理（洗面台・シャワー・小便器・大便器・汚物流し等）
 - (4) 排水関係設備の運転管理
 - (5) ピット、マンホール等の清掃管理及び配管等の管理
 - (6) 各種計器類の清掃
 - (7) 病院貯水槽の清掃業務（年1回）
 - 新館：上水受水槽（310t）、上水高置水槽（40t）
 - 南病棟：上水受水槽（280t）、上水高置水槽（20 m³）
 - 新館：雨水貯留槽（225t）、雑用水高置水槽（28t）

4. 受電設備等運転管理業務
 - (1) 受変電設備の取り付け状態や点検
 - (2) 変圧器の温度・油量・異音・外部状態の点検
 - (3) 母線・ケーブル等の点検
 - (4) 幹線・接地線・端子盤の点検
 - (5) 蓄電池設備の整流器・各セルの点検
 - (6) 高圧盤・低圧盤発電設備・蓄電設備の日誌・その他必要事項の記録
 - (7) 警報表示装置による故障の監視及び処置
 - (8) 停電措置と不可制御操作及び監視

5. 電気設備等運転管理業務
 - (1) 各電気設備・配線の点検・測定（絶縁抵抗・漏れ電流等）及び維持管理
 - (2) 照明設備及びスイッチ・コンセントの取替・電球・配線等の取替・取付工事
 - (3) 避雷針の点検及び接地部のゆるみ点検
 - (4) 機器台帳の作成及び補修記録
 - (5) 放送設備・共同受信設備・インターホン設備・ナースコール設備の点検及び軽微な補修

6. 危険物施設等運転操作業務
 - (1) 燃料補給の立会
 - (2) 燃料地下タンク及び付属設備の運転監視

7. 機械設備等運転管理業務
 - (1) 医療ガスマニホールド設備の点検記録 ボンベ等の交換
 - (2) 液体酸素受け入れの立会・計器類の点検
 - (3) エレベーター設備等の運転監視
 - (4) 自動ドア・非常ドアの点検及び軽微な修理
 - (5) その他設備・機器・器具等の軽微な修理

8. 防災センター業務
 - (1) 消防防災設備の監視業務・火災時の対応
 - (2) 電子錠の監視業務

9. 建築物の維持及び修理・営繕に関する業務
 - (1) 建物の破損・故障に対する軽微な修理
 - (2) 構内の美化
 - (3) その他営繕

10. 緊急時における応急処置等
 - (1) 設備・機器の故障における緊急対応
 - (2) 地震・火災などの災害時における緊急対応
 - (3) 夜間の機械設備等故障時や警備の緊急事態における警備員との連携対応

11. その他甲（病院職員）と調整する業務
 - (1) 離島診療所等（医師住宅、看護師住宅を含む）施設に係る保全・修理
 - (2) 病棟依頼に対する対応

個人情報取扱特記事項

- 第 1 条 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名・生年月日・その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。）の保護の重要性を認識し、本業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。
- 第 2 条 乙は、本業務に関連して知り得た個人情報を本契約期間中はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏洩しないものとする。
- 第 3 条 乙は、本業務に関連して知り得た個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 第 4 条 乙は、甲の特定する作業場所において個人情報を取り扱うものとする。また、特定した作業場所から個人情報を持ち出すことは、厳に禁ずるものとする。
- 第 5 条 乙は、本業務に関連して個人情報を収集するときは、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 第 6 条 乙は、甲の指示がある場合を除き、本業務に関連して知り得た個人情報を、その目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。
- 第 7 条 乙は、本業務に関連して甲より提供された個人情報が記録された資料等を、複写又は複製してはならない。ただし、甲の承認があるときはこの限りでない。
- 第 8 条 乙は、本業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても本業務に関連して知り得た個人情報を正当な理由なく第三者へ知らせ、又はその目的以外に利用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。
- 第 9 条 乙は、本業務に関連する個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 第 10 条 乙は、本業務に関連して甲より提供を受け、又は乙自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。また、甲の承認を受け本業務を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、乙は甲の指示により本契約終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。
- 第 11 条 乙は、本業務に関連して取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告をするものとする。
- 第 12 条 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。
- 第 13 条 乙は、本業務を実施するにあたり、個人情報の取り扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。